

○北本市営駐車場設置及び管理に関する条例

昭和 5 8 年 3 月 1 5 日

条例第 1 号

改正 平成 1 0 年 9 月 2 8 日 条例第 3 1 号

平成 1 2 年 3 月 2 9 日 条例第 6 号

平成 2 4 年 3 月 2 6 日 条例第 6 号

平成 2 9 年 7 月 2 5 日 条例第 2 0 号

注 平成 2 4 年 3 月 から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、北本市（以下「市」という。）が設置する路外駐車場（以下「駐車場」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市は、次のとおり駐車場を設置する。

名称	位置
北本市駅西口駐車場	北本市中央 2 丁目 1 5 8 番地 3
北本市駅東口駐車場	北本市北本 1 丁目 1 0 番地

(平 2 4 条例 6 ・ 平 2 9 条例 2 0 ・ 一部改正)

(供用時間)

第 3 条 駐車場の供用時間は、毎日午前零時から午後 1 2 時までとする。ただし、市長が管理上必要と認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第 4 条 駐車場において所定の位置に入場したときに、使用を許可され

たものとする。

(対象自動車)

第5条 駐車場を利用できる自動車は、別表第1のとおりとする。

(駐車時間の制限)

第6条 駐車場に自動車を駐車させる者(以下「利用者」という。)は、1回の利用が7日を超えない範囲で利用しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、これを延長することができる。

(使用料)

第7条 利用者は、別表第2に定めるところにより使用料を納付しなければならない。

2 利用者は、駐車場の設備の故障又は破損等により前項の規定による使用料を納付することができないときは、駐車した時間に相当する使用料を市長が別に指示する方法により納付しなければならない。

3 既納の使用料は、還付しない。

(過料)

第8条 市長は、詐欺その他不正行為により、使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(禁止行為)

第9条 駐車場内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設及び駐車中の自動車を汚損又は破損するおそれのある行為をすること。

(3) 発火性の物品を積載して駐車すること。

(4) 営業行為や演説及びこれらに類似する行為をすること。

- (5) みだりに火気の使用及び騒音を発すること。
- (6) ごみその他汚物を捨てること。
- (7) 前各号のほか駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(引取りの請求)

第10条 利用者が第6条に規定する期間を超えて車両を駐車している場合は、市長は利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、市長が指定する日までに当該車両の引取りを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき、又は市長の過失なくして利用者を知ることができないときは、市長は、車両の自動車検査証に記載された所有者及び使用者(以下「所有者等」という。)に対して通知又は駐車場における掲示の方法により市長が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引き渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、市長に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 市長は、第1項の規定により指定した日を経過した後に当該車両について生じた損害については、市長の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第11条 市長は、前条第1項の場合において、当該車両の利用者又は所有者等を知するために必要な限度の調査をすることができる。

2 市長は、調査をした場合において必要があると認めるときは、調査をした内容を警察その他の関係機関に通報する等適切な措置を講ずる。

(撤去の勧告)

第12条 市長は、第11条の規定による調査の結果、放置されている自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、期限を定めて当該自動車を撤去するよう勧告することができる。

2 市長は、放置されている自動車の所有者等が判明しないときは、当該自動車に自己負担で車両の撤去を求める旨を記載した書面を貼付することができる。

(撤去命令)

第13条 市長は、前項第1項の規定による勧告を受けた所有者等が当該勧告に従わないときは、期限を定めてその者に対し、当該放置自動車を撤去するよう命ずることができる。

(損害賠償)

第14条 駐車場の構造や設備等を破損又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。

(賠償責任)

第15条 駐車場において発生した損傷、滅失、盗難等の事故については、一切市はその賠償の責を負わない。

(休止)

第16条 市長は、特に必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

2 前項の場合には、当該駐車場の見易い箇所に、その旨を掲示するものとする。

(平24条例6・一部改正)

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 58 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年条例第 31 号）

この条例は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 6 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 6 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の表の改正規定中「北本市北本 1 丁目 12 番地 3」を「北本市北本 1 丁目 47 番地」に改める部分は、公布の日から施行する。

附 則（平成 29 年条例第 20 号）

この条例は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 5 条関係）

（平 29 条例 20・一部改正）

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）に規定するもののうち右欄に掲げる自動車	1 普通自動車 （長さ 5.0メートル以下及び幅 1.9メートル以下のものに限る。）
	2 小型自動車
	3 軽自動車

備考 この表に掲げる自動車が物品等を積載したときは、その全長及び全幅は、普通自動車の基準と同じとする。

別表第 2（第 6 条関係）

名称	使用料
北本市駅西口駐車場	30分までごとに100円とする。ただし、駐車始期より30分までは無料とする。
北本市駅東口駐車場	